

弁護士報酬基準規定のあらまし

- 1 弁護士報酬は着手金及び報酬金とし、事件以外の事務処理の場合は手数料等とします。また、受任事件について出張をするときは日当を申し受けます。  
着手金は事件の依頼を受けたとき、報酬金は依頼の目的を達したときにその度合いにおうじて支払いを受けます。
- 2 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とします。  
同一弁護士が上訴審の民事事件を引き続いて受任したときの報酬金は、最終審の報酬金のみを受けるのを原則とします。
- 3 依頼を受けた事件等が特に重大もしくは複雑なとき、審理もしくは処理がいちじるしく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じたときは、下記標準額を公正妥当な範囲内で増額することができます。  
事件等の経済的価額以外に依頼者の受ける利益を加味することが相当な場合も同様とします。
- 4 依頼者が、受任弁護士の責任でない事由で解任したとき、受任弁護士の同意なく依頼事件等を終結させたときは、受任弁護士はその弁護士報酬金の全額を請求することができます。
- 5 依頼者が着手金等もしくは実費の支払いをしないときは、依頼者に通知した上で、受任弁護士は事件に着手せず、又はその処理を中止することができます。
- 6 特に別の定めがないかぎり、民事事件の着手金はその事件等の対象の経済的利益の価額を、報酬金はその事件等処理により確保した経済的利益の価額を基準として下の表により算定します。
- 7 調停事件、示談折衝事件の着手金および報酬金は、下記標準額の3分の2に減額することができます。

《弁護士報酬金の規定》

経済的利益の額	報酬金
300万円以下の場合	16%
300万円～3000万円以下の場合	10% + 18万円
3000万円～3億円以下の場合	6% + 138万円
3億円を超える場合	4% + 738万円